

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

平成29年 8月24日時点

届出者 〒100-0011
住所又は所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテルタワー15階
電話番号 03-3507-5728
商号又は名称 DANベンチャーキャピタル株式会社
氏名 代表取締役 出縄 良人
（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

- 1 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

1 適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況

(平成29年 8月24日現在)

代表者		業務の種別		主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他にしている事業の種類	資本金の額又は出資の総額 (円)	
(ふりがな) 氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号				
でなわ 出縄	よしと 良人	代表取締役	○	○	DANベンチャー キャピタル株式会 社	東京都千代田区内幸町 一丁目1番1号 帝国ホテルタワー15階	03-3507-5728	http://www.danvc.com/	コンサルティング事業 教育研修事業 第一種少額電子募集取 扱業務	65,000,000

(注意事項)

- 「業務の種別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額 (円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第2条第1項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。

なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国法人又は外国人等」

同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。

- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。

3 役員及び政令で定める使用人の状況

(平成29年8月24日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別
でなわ せいと 出縄 良人	代表取締役	
あらかわ かずひと 荒川 和人	取締役 カスタマーサービス部長	
たなか ありのり 田中 明德	取締役 管理本部長	法令等を遵守させるための指導に関する 業務を統括する者
からさわ たかお 唐澤 貴夫	かんさ やく 監査役	

(注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号二に規定する者をいう。）について記載する必要はない。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

4 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

(平成29年8月24日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本店	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー15階	03-3507-5728

(注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

第 2 期 説明書類 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 28 年 5 月 1 日から} \\ \text{平成 29 年 4 月 30 日まで} \end{array} \right]$

平成29年 8月24日

商号又は名称 DANベンチャーキャピタル株式会社
住所又は所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテルタワー15階

氏名 代表取締役 出縄 良人
(法人にあっては、代表者の役職氏名)

1 業務の状況

(1) 届出年月日

① 法第63条第2項又は第63条の3第1項の届出

平成27年 6月 8日

② 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第2項、
第4項又は第6項の届出

年 月 日

(2) 行っている業務の種類

1. 適格機関投資家等特例業務（運用）
2. 教育研修業務（ベンチャーキャピタルリスト養成講座）
3. コンサルティング事業

(3) 当期の業務概要

当事業年度におけるわが国の経済は、日銀によるマイナス金利政策が継続する中、緩やかな回復基調を維持いたしました。足元では企業収益が全般に好調に推移する一方、人手不足の深刻化が景気の先行きに影を落としています。世界に目を転じると英国のEU離脱や米国におけるトランプ政権の誕生後、保護主義の強まりが与える経済への影響が危惧されているところです。

証券業界におきましては、当事業年度末における日経平均株価の終値が19,196円と期初から17%上昇した一方、平成28年4月から平成29年3月までの1年間の新規上場企業数は87社と、前年同期比11社減となりました。また、当社の今後の主力事業となる株式投資型クラウドファンディングに関しては、第1種少額電子募集取扱業者の第1号として日本クラウドキャピタルが登録し、業務を開始しました。

このような環境下、当社では平成29年3月に第1種少額電子募集取扱業者の登録申請を

行い、関東財務局より申請を正式に受理されました。その後、株式募集の方法をめぐる日本証券業協会と関東財務局との間の調整に時間を要しましたが、平成29年7月31日に第一種少額電子募集取扱業者として登録され、9月1日には業務を開始できる見通しです。

一方、当社のもう一つの柱であるCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）サポート事業につきましては、DAN1号投資事業有限責任組合から新たに3社に投資を実行した他、眼科の最先端医療にフォーカスした創薬ファンドを準備するなど、上場企業のオープンイノベーションに資する投資事業の確立に向けて前進いたしました。また、昨年度末に開講した「ベンチャーキャピタルリスト養成講座」は順調に受講者を伸ばし、平成29年4月末現在における累計の受講者数は24名となりました。このうち全口座修了者は2名を含む当社の登録ベンチャーキャピタルリストは34名となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は14,175千円（前期比は203.7%）となりましたが、株式投資型クラウドファンディングの開業準備コスト等により、経常損失は30,942千円（前期は16,638千円の損失）、当期純損失は31,122千円（前期は16,802千円の損失）となりました。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	4名	1名	5名	9名

② 役員状況

役職名	氏名又は名称
代表取締役	出縄 良人
取締役 カスタマーサービス部長	荒川 和人
取締役 管理本部長	田中 明德
監査役（非常勤）	唐澤 貴夫

(5) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
本社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー15階	9名
計 1 店		計 9名

(6) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監 査 の 内 容
該当なし	

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載し、同条第9項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち投資家の保護を図ることが特に必要なものとして令第17条の13の2に規定する業務を行う場合はその旨を、他にしている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（適格機関投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員状況

当期末現在における役員ごとに表を作成して記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

(5) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(5)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(7) ファンドの状況

出資対象事業持分の名称	DAN 1号投資事業有限責任組合	
出資対象事業の内容	ベンチャーファンド	
出資対象事業持分の種別	投資事業有限責任組合契約	
出資金払込口座の所在地	東京都千代田区	
資金の流れ	DANベンチャーキャピタル株式会社	
存続期間	平成 27 年 7 月 1 日～存続中	
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	適格機関投資家	1名
	うち個人	名
	適格機関投資家以外の者	2名
	うち個人	名
合 計	3名	
適格機関投資家の出資額 及び出資割合	出資額	100,000 円
	出資割合	0.2%
第 233 条の 3 各号に掲げる者を相手方とする場合	第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無	無
	監査の状況	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称
	監査の内容	監査法人やまぶき 法定監査に基づき、財務諸表等に対する意見を表明した結果、問題なし。

出資対象事業持分の名称	ゴキゲン1号投資事業有限責任組合	
出資対象事業の内容	ベンチャーファンド	
出資対象事業持分の種別	投資事業有限責任組合契約	
出資金払込口座の所在地	東京都千代田区	
資金の流れ	DANベンチャーキャピタル株式会社	
存続期間	平成27年8月17日～存続中	
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	適格機関投資家	1名
	うち個人	名
	適格機関投資家以外の者	10名
	うち個人	8名
合 計	11名	
適格機関投資家の出資額 及び出資割合	出資額	100,000円
	出資割合	0.8%
第233条の3各号に掲げる者を相手方とする場合	第233条の3各号に掲げる者の有無	無
	監査の状況	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称
	監査の内容	監査法人やまぶき 法定監査に基づき、財務諸表等に対する意見を表明した結果、問題なし。

(注意事項)

- 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業持分の種別」及び「出資者の状況」の欄に記載すれば足りる。
当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。
- 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。6において同じ。）の計算期間と適格機関投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記

載すること。

- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 6 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 7 「適格機関投資家の出資額及び出資割合」の「出資割合」の欄には、総出資額に占める適格機関投資家の出資額の割合を記載すること。
- 8 「第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無」の欄には、第 233 条の 3 各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行った場合又は第 233 条の 3 各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「監査の内容」の欄には、外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。
- 10 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成することとする。

届出者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社以外の法人である場合には損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を作成すること。ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に出資金等として計上した額が5億円以上である組合等又は負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である組合等以外の組合等である場合には、損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が個人である場合には、貸借対照表、損益計算書の作成を要しない。

貸借対照表

平成29年 4月30日 現在

DANベンチャーキャピタル株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	30,895,223	【流動負債】	4,048,382
現金及び預金	29,723,755	未払金	108,000
前払費用	91,667	未払費用	2,979,195
未収消費税	1,079,801	未払法人税等	179,961
【固定資産】	15,227,872	預り金	380,334
【有形固定資産】	2,595,351	預り源泉所得税	400,892
器具備品	2,595,351	負債の部合計	4,048,382
【無形固定資産】	6,632,721	純 資 産 の 部	
商標権	420,424	【株主資本】	42,074,713
ソフトウェア仮勘定	6,212,297	資本金	65,000,000
【投資その他の資産】	5,999,800	資本剰余金	25,000,000
投資有価証券	5,000,000	資本準備金	25,000,000
出資金	200,000	利益剰余金	-47,925,287
差入保証金	799,800	その他利益剰余金	-47,925,287
		繰越利益剰余金	-47,925,287
		純資産の部合計	42,074,713
資産の部合計	46,123,095	負債及び純資産合計	46,123,095

損 益 計 算 書

自 平成28年 5月 1日
至 平成29年 4月 30日

DANベンチャーキャピタル株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	14,175,210	
売 上 高 合 計		14,175,210
売 上 総 利 益 金 額		14,175,210
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		44,124,183
営 業 損 失 金 額		29,948,973
【営業外収益】		
受 取 利 息	265	
雑 収 入	7,476	
営 業 外 収 益 合 計		7,741
【営業外費用】		
雑 損 失	846	
株 式 交 付 費	1,000,704	
営 業 外 費 用 合 計		1,001,550
経 常 損 失 金 額		30,942,782
税引前当期純損失金額		30,942,782
法人税、住民税及び事業税		180,000
当 期 純 損 失 金 額		31,122,782